

平成23年第1回県議会定例会

条例案等の概要

		۸° ۵"
Ι	提出予定議案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ページ 1
II	主な条例案等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
${\rm I\hspace{1em}I}$	その他の提出予定議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

神奈川県

I 提出予定議案の概要

区 分	平成23年度関係	平成22年度関係	計
条 例 の 制 定	一 件	3 件	3 件
条 例 の 廃 止	一 件	1 件	1 件
条 例 の 改 正	10 件	9 件	19 件
特定事業契約の変更	1 件	- 件	1 件
市町負担金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	1 件	4 件	5 件
計	13 件	18 件	31 件

■ 主な条例案等(内容の詳細はP2~6に掲載)

<平成23年度関係>

【条例の改正】

(職員定数の改正を行うもの3条例)(P2参照)

〇 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

事務事業の見直し、県立学校の児童・生徒数の増加等に伴い、職員の定数を変更するため、所要の改正をするもの。

- 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
 - 小学校、中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、市町村立学校職員の定数を変 更するため、所要の改正をするもの。
- 〇 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

地方警察職員の増員、事務事業の見直し等に伴い、定数を変更するため、所要の改正をするもの。

○ 神奈川県ライトセンター条例及び神奈川県聴覚障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 (P3参照)

ライトセンター及び聴覚障害者福祉センターの休館日について、所要の改正をするもの。

<平成22年度関係>

【条例の制定】

(基金設置に伴い制定を行うもの3条例)(P4参照)

国の補正予算措置に基づき、交付される交付金を原資として、県に基金を設置するため、基金の管理及び処分に関し、必要な事項を定めるもの。

- 神奈川県住民生活に光をそそぐ基金条例
- 〇 神奈川県新しい公共支援事業基金条例
- 神奈川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

【条例の改正】

○ 神奈川県立自然公園条例及び自然環境保全条例の一部を改正する条例(P5参照)

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、生物の多様性の確保に寄与することを目的に追加するなど、所要の改正をするもの。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例(P6参照)

介護サービス事業者の指定申請手数料等の新設及び介護サービス情報公表手数料の改定に関し、 所要の改正をするもの。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 趣 旨

「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

条例名		X		分			改 正 (平成23年度)A	現 行 (平成22年度)B	差 引 増 減 A-B
	知					事	7,731 人	7,958 人	▲ 227 人
	公	堂 企	業	管	理	者	1,009	1,018	A 9
	議					会	78	78	0
	選	拳 管	理	委	員	会	6	6	0
	監	査		委		員	42	42	0
神奈川県	人	事	委	j	Į	会	34	34	0
職員定数	教育委员	員会(学校	以外の	教育機	関を含む	J.,)	808	828	▲ 20
条例		- A LIE	校	長 及	び教	員	11, 758	11, 569	189
		員会の所管 る 学	に 校	の他	の職	員	1, 179	1, 214	▲ 35
				小	計		12, 937	12, 783	154
	労	働	委	į	1	会	22	22	0
	神奈	川海区	漁業	調整	委 員	会	4	4	0
		合		計			22, 671	22, 773	▲ 102
	小 学 校					24, 551	24, 483	68	
市町村立	中		学			校	13, 335	13, 174	161
学校職員定数条例		別支	: :	爱	学	校	1, 407	1, 388	19
企 级 宋 例	高等学	校(定時	制の課	程を間	置くもの	り)	19	19	0
		合		計			39, 312	39, 064	248
		警				視	387	386	1
		警				部	914	910	4
神奈川県	警 察	察官警部			査 部		9, 309	9, 270	39
地方警察 職員定数		巡査(警として教			さいて新 ^々 を含む。)		4, 880	4, 859	21
条 例			小		計		15, 490	15, 425	65
	警 察	官	以外	· 0	職	員	1, 697	1, 705	▲ 8
		合		計			17, 187	17, 130	57
	総			計			79, 170	78, 967	203

3 施行期日

平成23年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課

河 鍋 電話 045-210-2153

総務局組織人材部人材課企画グループ 船 山 電話 045-210-2160

神奈川県ライトセンター条例及び神奈川県聴覚障害者福祉センター条例 の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

神奈川県ライトセンター及び神奈川県聴覚障害者福祉センターの利用者サービスの向上を図るため、休館日について、所要の改正を行う。

2 内容

休館日を次のとおり改正し、開館日を増加する。

改正後	現 行
休館日 (1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (3) その前日及び翌日が祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日	休館日 (1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (3) その前日及び翌日が祝日である日 (4) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (5) 月曜日が国民の祝日である場合その翌日

3 施行期日

平成23年4月1日

問い合わせ先

保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課長 人 見 電話 045-210-4700

保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課社会参加推進グループ 早 川 電話 045-210-4709

神奈川県住民生活に光をそそぐ基金条例案等の概要

1 目 的

国の補正予算措置に基づき、交付される交付金を原資として、県に基金を設置するため、 地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し、必要な 事項を定める。

2 内容

- (1) 基金への積立額は予算において定める。
- (2) 基金の目的を定め、目的に該当する場合に限り、基金を処分することができる。
- (3) その他基金の管理に必要な事項については知事が定める。

3 設置する基金

(1) 神奈川県住民生活に光をそそぐ基金

対象事業 県が行う地方消費者行政、DV対策等の弱者対策・自立支援及び知の地域 づくりに係る地域の雇用拡大に資する事業

積 立 額 940,000 千円

実施期限 平成24年度末

(2) 神奈川県新しい公共支援事業基金

対象事業 NPO等の活動基盤整備のための支援事業、寄附募集支援事業、融資利用 の円滑化のための支援事業、つなぎ融資への利子補給事業、新しい公共の 場づくりのためのモデル事業といったNPO等による新しい公共の拡大と 定着を図るために実施する支援事業

積 立 額 370,000 千円

実施期限 平成24年度末

(3) 神奈川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

対象事業 市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球 菌ワクチンの予防接種事業

積 立 額 7,364,601 千円

実施期限 平成 23 年度末

4 施行期日

公布の日

問い合わせ先

(神奈川県住民生活に光をそそぐ基金条例)

政策局政策調整部特定政策推進課 政策局政策調整部特定政策推進課調整グループ 内 田 電話 045-210-3252 石 川 電話 045-210-3255

(神奈川県新しい公共支援事業基金条例)

県民局県民活動部NPO協働推進課長

杉 野 電話 045-312-1121 内線2860

県民局県民活動部NPO協働推進課NPO支援グループ

香 川 電話 045-312-1121 内線2862

(神奈川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金)

保健福祉局保健医療部健康危機管理課長

金 井 電話 045-210-4790

保健福祉局保健医療部健康危機管理課感染症対策グループ 川 上 電話 045-210-4791

神奈川県立自然公園条例及び自然環境保全条例の一部を改正する 条例案の概要

1 目 的

生物多様性への関心の高まりを背景に、国立公園等における保全対策の強化を図り、より積極的に生物多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び自然環境保全法が一部改正(平成22年4月1日施行)されたことに伴い、条例の目的規定に新たに「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加するなど、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 「神奈川県立自然公園条例の一部改正」

ア 目的規定の追加

条例の目的規定に、新たに「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加する。

イ 特別地域における行為規制の追加

特別地域における風致を維持するため、知事が指定する区域内において、木竹を損傷する行為及び本来の生息地又は生育地でない動植物で、知事が指定するものを植栽することや放つことなどについて、知事の許可を要する行為に追加する。

ウその他

現在、条例施行規則に規定されている公園事業に係る申請、変更、廃業等の事務手 続を条例で規定するとともに、それらに違反した場合の罰則規定を条例に規定するこ とにより、公園事業の適切な把握と実効性の担保を図る。

(2) 「自然環境保全条例の一部改正」

ア 目的規定の追加

条例の目的規定に、新たに「生物の多様性の確保」を追加する。

イ 特別地区における行為規制の追加

特別地区における特に良好な自然環境を保全するため、知事が指定する区域内において、木竹を損傷する行為及び本来の生息地又は生育地でない動植物で、知事が指定するものを植栽することや放つことなどについて、知事の許可を要する行為に追加する。

ウ その他

罰金の額について、自然環境保全法の改正によって引き上げられた水準まで引き上 げる。

3 施行期日

平成23年7月1日

問い合わせ先

環境農政局水・緑部自然環境保全課

西 口 電話 045-210-4302

(神奈川県立自然公園条例の一部改正について)

環境農政局水・緑部自然環境保全課自然公園グループ 伊 藤 電話 045-210-4315

(自然環境保全条例の一部改正について)

環境農政局水・緑部自然環境保全課緑地グループ 中 田 電話 045-210-4310

介護保険法施行条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

介護サービス事業者の指定及び指定の更新の申請に対する審査について、地方自治法第 227条の規定に基づき、応益負担の観点から手数料を徴収するとともに、介護サービス情報 の公表制度に係る公表手数料について、額の見直しをするため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 審查手数料

事業の種類	新規指定申請	指定更新申請
居宅介護支援	20,000円	10,000円
居宅サービス	1 サービスにつき	1 サービスにつき
(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションの一部 [*] 、居宅療養管理指導の一部 [*] 、短期入所生活介	20,000円	10,000円
護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)		
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
施設サービス (介護老人福祉施設)	45,000円	25,000円
施設サービス (介護療養型医療施設)	45,000円	
施設サービス (介護老人保健施設)	63,000円 (従来どおり)	25,000円
介護予防サービス	1 サービスにつき	1 サービスにつき
(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問 看護、介護予防訪問リハビリテーションの一部 [※] 、介護予	10,000円	10,000円
防居宅療養管理指導の一部 [※] 、介護予防短期入所生活介 護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用具販売)		
(介護予防通所介護、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円

[※] みなし指定等については、手数料納付の必要はありません。

(2) 介護サービス情報公表手数料

区分	改正後	現行
① 基本情報に係る情報公表手数料	5,600円	7,200円
② 基本情報及び調査情報に係る情報公表手数料	6,300円	8,000円

3 施行期日

(1) 審査手数料

ア 介護サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料 平成23年10月1日

イ 介護サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料

平成23年12月1日

(2) 介護サービス情報公表手数料

平成23年4月1日

問い合わせ先

保健福祉局福祉 · 次世代育成部介護保険課長 小 島 電話 045-210-4801

保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課指導グループ 麻 生 電話 045-210-4840

Ⅲ その他の提出予定議案

<平成23年度関係>

【条例の改正】

○ 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県災害救助基金会計の所管局の変更等に伴い、所要の改正をするもの。

- ・ 災害救助基金会計の所管局を保健福祉局から安全防災局に変更
- ・ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正 する法律の施行に伴い、農業改良資金会計を設置

〔政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251〕

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加をするなど、 所要の改正をするもの。

- 自然公園条例の一部改正に伴う対象事務の追加等
- ・ えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例の一部改正に伴う対象事務の規定の整理
- ・ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う対象事務の削除等
- ・ 屋外広告物条例の一部改正に伴う対象事務の規定の整理及び違反屋外広告物の除却の公告 を対象事務に追加

[総務局企画調整部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

〇 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等に関し、所要の改正をするもの。

〔総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2156〕

○ 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管場所の届出に関し、所要の改正をするもの。

〔環境農政局環境部廃棄物指導課 TEL 045-210-4170〕

○ えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例の一部を改正する条例

産あい物消毒処理業に係る許可制度を廃止するなど、所要の改正をするもの。

[保健福祉局生活衛生部環境衛生課 TEL 045-210-4930]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

横浜立野高等学校について、効率的な校舎の建替えを行うため、元港南台高等学校の敷地及び校舎に一時移転させることに伴い、所要の改正をするもの。

現在の位置 横浜市中区本牧間門40番1号

移転後の位置 横浜市港南区港南台九丁目18番1号

〔教育局企画調整部行政課 TEL 045-210-8070〕

【特定事業契約の変更】

〇 特定事業契約の変更について

近代美術館葉山館の所在地が下水道区域に編入され、浄化槽の維持管理業務が不要となることに伴い、近代美術館に係る特定事業契約(PFI)を変更するため、提案するもの。

[教育局生涯学習部生涯学習課 TEL 045-210-8330]

【市町負担金】

O 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるため、県営ほ場整備事業等5事業及び県営漁港整備事業並びに流域下水道建設事業等に係る負担金の徴収について、議会の議決を得ようとするもの。

〔環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4531〕

〔環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460〕

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

〇 包括外部監査契約の締結

包括外部監査契約の締結(地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約)について、提案するもの。

[総務局企画調整部行政事務監察課 TEL 045-210-2123]

<平成22年度関係>

【条例の廃止】

〇 神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例

外語短期大学を閉学することに伴い、条例を廃止するもの。

[県民局くらし文化部学事振興課 TEL 045-210-3761]

【条例の改正】

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をするもの。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物 処理施設の熱回収施設の認定申請手数料等の新設
- 介護サービス事業者の指定申請審査手数料等の新設

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]

一 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

閉学となる外語短期大学の証明書交付手数料の新設等に関し、所要の改正をするもの。

- ・ 外語短期大学の閉学に伴う短期大学証明書交付手数料の新設
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物 処理施設の熱回収施設の認定申請手数料等の新設

〔政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251〕

(基金の継続実施等に伴い改正するもの4条例)

国の制度見直しに伴い、条例の有効期限を延長するなど、所要の改正をするもの。

- 〇 神奈川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
 - 有効期限の延長 (現行) 平成24年3月31日 (改正後) 平成25年12月31日 「県民局くらし文化部消費生活課 TEL 045-312-1121 (内線 2612)]
- 神奈川県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
 - 有効期限の延長 (現行) 平成23年3月31日 (改正後) 平成24年9月30日
 【保健福祉局保健医療部健康増進課 TEL 045-210-4770】
- 〇 神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
 - ・ 基金の財源に住民生活に光をそそぐ交付金を追加
 - 有効期限の延長 (現行) 平成24年12月31日 (改正後) 平成25年12月31日

〔保健福祉局保健医療部保健予防課 TEL 045-210-4772〕

- 神奈川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 - ・ 基金の設置の目的に、老人福祉施設等における利用者の安全を確保すること等を目的 とする施設等の改修(老人福祉施設等防災改修等)及び民間の団体等との協働による高 齢者、障害者等の支援(地域支え合い体制づくり)を促進すること等を追加
 - 有効期限の延長 (現行) 平成24年6月30日 (改正後) 平成24年12月31日
 「保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850〕
- 〇 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、亜鉛含有量の排水基準等に関し、 所要の改正をするもの。

〔環境農政局環境部大気水質課 TEL 045-210-4120〕

【市町負担金】

O 建設事業に対する市町負担金

県の行う建設事業について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるため、県営ほ場整備事業等5事業及び県営漁港整備事業並びに流域下水道建設事業に係る負担金の徴収について、議会の議決を得ようとするもの。

〔環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4531〕

〔環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460〕

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

〇 債権の放棄について

財団法人かながわ廃棄物処理事業団への貸付金等の17債権を放棄したいので、提案するもの。

- ① 財団法人かながわ廃棄物処理事業団への貸付金(1債権902,875,490円)
- ② 日本政策投資銀行との損失補償に係る契約に基づき財団法人かながわ廃棄物処理事業団の借入金について県が負担した額に係る譲渡債権(1債権 665,056,641円)
- ③ 神奈川県特別母子福祉資金貸付金返納に係る違約金(1債権 84,694円)
- ④ 神奈川県高齢者居室等整備資金貸付金返納に係る違約金(1債権 115,359円)
- ⑤ 神奈川県工業技術開発資金貸付金(1債権 1,620,000円)
- ⑥ 工事請負契約解除に伴う前払余剰金返還により発生した利息金(3債権 100,963円)
- (7) 高等学校庁費立替収入(1債権 187,004円)
- ⑧ 配水管等き損に伴う賠償金 (8債権 446,121円)

〔政策局政策総務部経理課 TEL 045-210-3011〕

①② 〔環境農政局環境部廃棄物指導課 TEL 045-210-4170〕

- ③ [保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]
 - ④ 〔保健福祉局福祉·次世代育成部高齢福祉課 TEL 045-210-4830〕
 - ⑤ [商工労働局企画調整部金融課 TEL 045-210-5670]
 - ⑥ [県土整備局企画調整部経理課 TEL 045-210-6070]
 - (7) 「教育局企画調整部学校経理課 TEL 045-210-8113]
 - ⑧ 「企業局総務部財務課 TEL 045-210-7030〕

○ 専決処分について承認を求めること (平成22年度補正予算3件)

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業、補修系事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定するもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]